

## 1 市 4 町合併協定書における新市の事務所の位置に関する本文と附帯決議

新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。

新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないよう、総合支所方式とし、現在の 1 市 4 町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。

なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討するものとする。

### 【附帯決議】

将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。

その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後 10 年を目途に審議すること。